



日田市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 中津江振興局、上津江振興局、社会教育課、  
中央公民館、大山文化センター、博物館、淡窓図書館

令和6年6月10日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。



## 令和 6 年度 定期 監査 結果 報告 書

- 1 監査の対象 中津江振興局、上津江振興局、社会教育課、中央公民館、  
大山文化センター、博物館、淡窓図書館
- 2 監査の期間 令和 6 年 5 月 2 日から令和 6 年 5 月 31 日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局、中津江振興局、上津江振興局、  
大山文化センター

### 4 監査の着眼点

令和 6 年度監査等業務実施要綱第 3 条の規定により、令和 5 年度における中津江振興局、上津江振興局、社会教育課、中央公民館、大山文化センター、博物館及び淡窓図書館の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

### 5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和 5 年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

### 6 監査の結果

監査の結果については概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和 6 年 6 月 25 日（火）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。

また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

### [指摘事項]

#### ○中津江振興局

##### ①施設管理について

日田市有財産規則第 18 条の 2 に、「課長等は、その所管に属する土地について、当該土地とこれに隣接する土地との境界を明らかにしておくため、境界標を設置しなければなら

ない。」と規定されている。

中津江振興局の現地監査を実施したところ、一部隣接地との境界において鉋や杭等の設置が不足しており、民有地との境界が不明確となっていた。

市が所有する土地は重要な財産であることから、今後、近隣所有者との立会いを行い、鉋や杭等の設置によって境界を明確にするよう、適切な管理を行われたい。

## ○上津江振興局

### ①建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項について

地方公共団体が締結する建設工事請負契約については、手続的な面において地方自治法施行令をはじめ、日田市契約規則や日田市会計規則等によって公法上の制限が加えられており、事務の適正な執行の確保に努め、処理を行っている。

上津江振興局における、公共工事の事務の執行状況を確認したところ、契約手続きについては適正な処理を行っているものの、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく知事への対象建設工事の通知が行われていなかった。

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的に制定された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の重要性を認識するとともに、法令を遵守し事務の適正な執行に努められたい。